

人 工 妊 娠 中 絶 実 施 報 告 票

(令和 年 月分)

(1) 人 工 妊 娠 中 絶 を 受 け た 者 の 番 号		(2) 人 工 妊 娠 中 絶 を 受 け た 者 の 年 齢	満 年
(3) 人 工 妊 娠 中 絶 を 受 け た 者 の 居 住 地	都 道 府 県 郡 市 支 庁 区 町 村	(4) 人 工 妊 娠 中 絶 を 受 け た 者 の 妊 娠 週 数	1 満 7 週 以 前 2 満 8 週 ～ 満 11 週 3 満 12 週 ～ 満 15 週 4 満 16 週 ～ 満 19 週 5 満 20 週 ～ 満 21 週
(5) 人 工 妊 娠 中 絶 を 実 施 し た 月 日	月 日	(6) 該 当 条 文	1 14 条 1 項 1 号 2 14 条 1 項 2 号
(7) 人 工 妊 娠 中 絶 を 受 け た 理 由			
(8) 人 工 妊 娠 中 絶 を 受 け た 者 の 社 会 保 険 適 用 の 有 無	有 無	(9) 人 工 妊 娠 中 絶 を 受 け た 者 の 生 活 保 護 法 に よ る 医 療 扶 助 適 用 の 有 無	有 無
(10) 人 工 妊 娠 中 絶 薬（ミフェプリストン・ミソプロストール製剤又はゲメプロスト製剤）の投与の有無	有 無		
備 考			

日本産業規格A列5番

記載上の注意

- 1 手術による人工妊娠中絶の他、薬剤の投与による人工妊娠中絶についても本票により報告するものとする。
- 2 「人工妊娠中絶を受けた者の番号」欄については、各月ごとに人工妊娠中絶を受けた者について実施の順に付した番号を記入すること。
- 3 「人工妊娠中絶を受けた者の居住地」欄には、都道府県名等を記入し、該当する文字を○で囲むこと。
- 4 「人工妊娠中絶を受けた者の妊娠週数」欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 5 「該当条文」欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 6 「人工妊娠中絶を受けた理由」欄には、人工妊娠中絶を受ける理由となつた事実、例えば、結核のため妊娠の継続により健康を害する、暴行により妊娠等を記入すること。
- 7 「人工妊娠中絶を受けた者の社会保険適用の有無」欄、「人工妊娠中絶を受けた者の生活保護法による医療扶助適用の有無」欄及び「人工妊娠中絶薬（ミフェプリストン・ミソプロストール製剤又はゲメプロスト製剤）の投与の有無」欄は、該当する文字を○で囲むこと。なお、「人工妊娠中絶薬（ミフェプリストン・ミソプロストール製剤又はゲメプロスト製剤）の投与の有無」欄における人工妊娠中絶薬は、妊娠9週0日までで使用されるミフェプリストン・ミソプロストール製剤又は妊娠中期において使用されるゲメプロスト製剤を指すものであること。

人 工 妊 娠 中 絶 実 施 報 告 票

(令和 年 月分)

(1) 人 工 妊 娠 中 絶 を 受 け た 者 の 番 号		(2) 人 工 妊 娠 中 絶 を 受 け た 者 の 年 齢	満 年
(3) 人 工 妊 娠 中 絶 を 受 け た 者 の 居 住 地	都 道 府 県 郡 市 支 庁 区 町 村	(4) 人 工 妊 娠 中 絶 を 受 け た 者 の 妊 娠 週 数	1 満 7 週 以 前 2 満 8 週 ～ 満 11 週 3 満 12 週 ～ 満 15 週 4 満 16 週 ～ 満 19 週 5 満 20 週 ～ 満 21 週
(5) 人 工 妊 娠 中 絶 を 実 施 し た 月 日	月 日	(6) 該 当 条 文	1 14 条 1 項 1 号 2 14 条 1 項 2 号
(7) 人 工 妊 娠 中 絶 を 受 け た 理 由			
(8) 人 工 妊 娠 中 絶 を 受 け た 者 の 社 会 保 険 適 用 の 有 無	有 無	(9) 人 工 妊 娠 中 絶 を 受 け た 者 の 生 活 保 護 法 に よ る 医 療 扶 助 適 用 の 有 無	有 無
(10) 人 工 妊 娠 中 絶 薬（ミフェプリストン・ミソプロストール製剤又はゲメプロスト製剤）の投与の有無	有 無		
備 考			

日本産業規格A列5番

記載上の注意

- 1 手術による人工妊娠中絶の他、薬剤の投与による人工妊娠中絶についても本票により報告するものとする。
- 2 「人工妊娠中絶を受けた者の番号」欄については、各月ごとに人工妊娠中絶を受けた者について実施の順に付した番号を記入すること。
- 3 「人工妊娠中絶を受けた者の居住地」欄には、都道府県名等を記入し、該当する文字を○で囲むこと。
- 4 「人工妊娠中絶を受けた者の妊娠週数」欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 5 「該当条文」欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 6 「人工妊娠中絶を受けた理由」欄には、人工妊娠中絶を受ける理由となつた事実、例えば、結核のため妊娠の継続により健康を害する、暴行により妊娠等を記入すること。
- 7 「人工妊娠中絶を受けた者の社会保険適用の有無」欄、「人工妊娠中絶を受けた者の生活保護法による医療扶助適用の有無」欄及び「人工妊娠中絶薬（ミフェプリストン・ミソプロストール製剤又はゲメプロスト製剤）の投与の有無」欄は、該当する文字を○で囲むこと。なお、「人工妊娠中絶薬（ミフェプリストン・ミソプロストール製剤又はゲメプロスト製剤）の投与の有無」欄における人工妊娠中絶薬は、妊娠9週0日までで使用されるミフェプリストン・ミソプロストール製剤又は妊娠中期において使用されるゲメプロスト製剤を指すものであること。